総務委員会規程

- 第1条 本規程は、委員会に関する規程第3条に基づきこれを定める。
- **第2条** 本委員会は、定款第3条に定める目的を達成するため、次の事項について調査研究を行い、その結果を理事会に答申する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること
 - (2) 事業及び決算の報告に関すること
 - (3) 会費及び入会金の基準に関すること
 - (4) 会員等級、各種表彰の審査に関すること
 - (5) 定款に関すること
 - (6) 各種委員会間の連絡に関すること
 - (7) 各種委員会の取扱いに属さないこと
- 第3条 本委員会は、委員長1名、委員14名以内を以って構成する。なお、 必要に応じ副委員長を置くことができる。
- 第4条 本委員会の委員は、会員会社の役職員又は学識経験者の中から会長が 委嘱する。
- 第5条 本委員会の委員長は、会長が委嘱する。
- 第6条 本委員会に必要な部会を置くことができる。
- 2 部会の委員は、会員会社の役職員又は学識経験者の中から会長が委嘱する。
- **3** 部会の部会長は、部会委員の互選により決定する。なお、必要に応じて副 部会長を置くことができる。
- 第7条 本委員会及び部会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 第8条 本規程以外に本委員会の運営上特に必要となった事項については、そ の都度委員会で決定する。

附則

本規定は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。